

## 大宮地域の皆さんへ 水道管の漏水(水もれ)修理の当番業者について

宅地内の水道管は所有者の管理になります。水道管が漏水した場合は、所有者負担において、市の指定工事店に依頼してください。市の指定工事店であれば所有者の取引工事店において修理しても結構です。  
 なお、大宮地域は、常陸大宮市指定管工事組合で、漏水当番を下記のとおり行っています。

事業者名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(有)中橋電気社 52-3243	5・11・17・ 23・29	4・10・16・ 22・28	4・10・16・ 22・28	3・9・15・21・ 27	2・8・14・20・ 26	4・10・16・ 22・28
(有)県北設備工業 52-1555	6・12・18・ 24・30	5・11・17・ 23・29	5・11・17・ 23・29	4・10・16・ 22・28	3・9・15・21・ 27	5・11・17・ 23・29
ウスイ設備工業(株) 53-3535	1・7・13・19・ 25・31	6・12・18・ 24・30	6・12・18・ 24・30	5・11・17・ 23・29	4・10・16・ 22・28	6・12・18・ 24・30
(株)神永工務店 52-1700	2・8・14・20・ 26	1・7・13・19・ 25	1・7・13・19・ 25・31	6・12・18・ 24・30	5・11・17・23	1・7・13・19・ 25・31
(有)茨城水巧社 52-3349	3・9・15・21・ 27	2・8・14・20・ 26	2・8・14・20・ 26	1・7・13・19・ 25・31	6・12・18・24	2・8・14・20・ 26
(有)横山設備工業 53-4252	4・10・16・ 22・28	3・9・15・21・ 27	3・9・15・21・ 27	2・8・14・20・ 26	1・7・13・19・ 25	3・9・15・21・ 27

問 水道課工務G ☎52-0427 内線24

## 給水道の管理について

道路(公道)の配水管及び給水管は水道課が管理し、宅地(私有地)の給水管は所有者の管理になります。また、給水管はメーターを除いて各家庭・所有者の所有物であり、新設や修繕などの費用は各家庭・所有者の負担になります。

ただし、道路上の配水管からの水漏れや、給水管でも道路部分での漏水は市の負担で修理しますので、道路上の水漏れを見つけたときは、水道課までご連絡をお願いします。

問 水道課工務G ☎52-0427 内線24

